

新潟市秋葉区農業委員会 10 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 10 月 30 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 601 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
委員	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

15 番	松田 洋一
16 番	佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 18 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 19 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 20 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第 5 条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和 2 年 10 月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は欠席の方はいらっしゃいませんので、会議は農業委員会会議規則第 4 条により成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので 15 番・松田委員、16 番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第 18 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 18 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

新津地区の売買が 2 件、筆数 24 筆、面積 11,259 m²であります。

2 ページは利用権設定の新規分、新津地区 7 件、小須戸地区 1 件、筆数 70 筆、面積 62,973 m²であります。

4 ページは利用権の移転分、新津地区 2 件、筆数 5 筆、面積 5,509 m²であります。

5 ページは中間管理事業分、新津地区 10 件、筆数 88 筆、面積 80,089 m²であります。

7 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 11 月 16 日となります。

8 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 18 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 19 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(田中係長)

議案第 19 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。

このうち、5 条 3 番及び 4 番の案件は、転用者と譲渡人が同一のため、一括説明いたします。

それでは、議案書 9 ページ 番号 1 をご覧ください。

借受人、株式会社 A 代表取締役 B 氏、貸付人 B 氏、
蕨曾根地区の案件で、四柳推進委員の担当地区です。

本件は資材置場敷地に関する一時転用許可申請で、期間は許可日より令和 3 年 5 月 31 日までです。

また、本件申請地は貸付人個人から、同人が代表取締役である法人に使用貸借権を設定するものです。

申請地は農振農用地区域内農地、休耕田 1 筆、254㎡で、農用地であり、本来一時転用許可申請後に資材置場として活用すべきところでしたが、すでに実体的な転用を行ってしまったものです。

ただ、借受人も一時的に当該地の利用を考えていたものであるため、早急に現在の利用を中断させるとともに、法令に則った状態にするための申請を指導したものです。

次に議案書 9 ページ、番号 2 をご覧ください。

貸付人 D 氏、借受人 E 株式会社代表取締役 F 氏、
東島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

本件は、使用貸借権の設定で一時転用のための転用許可申請です。

期間は許可日より令和 3 年 4 月 30 日までで、資材置場として使用する目的です。

申請地は、畑 5 筆 2,350 ㎡で、農振農用地区域内農地です。

本件は、市の事業に関連して毎年申請がなされており、農閑期に限って事業用資材置き場として使用されることから、3 年以内の期間であれば一時的な利用が可能とする例外規定に基づき許可できるものです。

次に議案書 9 ページ、番号 3 及び 4 をご覧ください。

譲渡人 G 氏及び H 氏、譲受人 I 氏、

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、番号 3 が貸駐車場等敷地、番号 4 が共同住宅敷地に係る転用許可申請です。

申請地はいずれも農振農用地区域外農地で、番号 3 が休耕田 2 筆 186 ㎡、休耕畑 2 筆 793 ㎡、合計 979 ㎡、番号 4 が休耕畑 2 筆 602 ㎡で、JR 磐越西線新関駅の隣接地であることから第 3 種農地と判定し、立地基準により原則許可できるものです。

なお、ただいまの説明した全ての案件について、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

また、全ての案件は農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和2年10月27日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請4件について報告します。

議案書9ページ1番の案件です。

本件の転用者、株式会社A代表取締役B氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

B氏は説明に先立ち、法律的な知識不足により違反転用状態に至った点について陳謝し、本申請の満了期限をもって農地に戻すことを表明したうえで説明を行いました。

それによれば、申請地は秋葉区内の園芸ハウスが立ち並ぶ生産拠点地区内にあり、申請者のハウスに隣接していることから、前所有者の買取申し出により土地を取得し、生産物の出荷作業における効率性を高める目的で資材置場として転用を行ったが、その際に手続きを失念していたとのことです。

聞取りに先立ち、本部会で現地を確認したところ、すでに資材は撤去済みであることを確認しております。

申請者に対しては、期間満了までの間に確実に農地へ復旧するよう再度指導し、本人もこれを承知しました。

次に、議案書9ページ2番の案件です。

本件の借受人E株式会社代表取締役F氏の代理人J氏に対し聞取りをおこないました。

本件は市発注事業の資材置場として農閑期に限り一時転用を行うものであり、例年どおりの申請内容でしたが、別途秋葉区産業振興課より農地復旧後の作付け状況を確認したいため、詳細な記録を準備しておくよう伝えてほしいとの要請があり、この点について代理人に伝えたところ、申請者に伝えておくとのことでした。

次に、議案書9ページ3番及び4番の案件です。

本件は隣接する土地において、同一事業者が同一地権者から異なる転用目的で申請を行ったことから、一括で聞き取りを行いました。

まず、申請に至った理由について尋ねたところ、申請地は譲渡しが約

7年前から処分を考えており、希望者を探していたところ、昨年8月ごろ譲受人から申し出があり、この度協議がまとまったとのことでした。

利用計画については、共同住宅及び駐車場等敷地を予定するとのことですが、駐車場側の一部は転用後、自身が経営する会社に貸し付け、その事業用資材等の保管場所にする予定とのことでした。

保管資材は環境の汚染源となるものは置かず、申請地全体の周囲にはフェンスの設置を行うなど、管理も適切に行うとのことでした。

また、近接箇所に先行して転用申請を許可した個所の現況について尋ねたところ、今回の工事と併せて行うとのことでした。

部会としては適切な転用と管理を指導し、代理人も申請者へ伝えるとのことでした。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第19号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の
議案第20号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

追加議案第20号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

追加議案書1ページ番号1をご覧ください。

譲渡人K氏、譲受人L氏、

矢代田地区の案件で、八木推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆 237 m²です。

譲受人は妻及び子と経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 23 haの栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足のため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用区域外 農地で、10 アール当たりの対価は 400 万円です。

対価設定については、当該農地が市街化区域の境界線と接地していること、譲受人の住居と近接するとともに、付属屋敷地と接地しているなどの事情を勘案し、両者協議により定めたとのことです。

なお、本件は移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第 3 条許可申請 1 件について報告します。

追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人 L 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡し人から買い取りの申し出があり、自身も作業効率の観点から譲り受けに同意したとのことでした。

この話が具体化した時期について尋ねたところ、9 月ごろとのことでした。

また、価格設定の経緯について尋ねたところ、利用実態と市街化区域隣接地という事情を考えて、両者協議の上決定したとのことでした。

部会からは許可後は申請通り利用することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので追加議案第 20 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長 それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
新潟市農用地利用配分計画（案）について
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 5 条転用届出に関する受理について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 10 ページをご覧ください。
(白川係長) 新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。
新津地区 17 件、筆数 88 筆、面積 80,089 m²であります。
つづいて議案書の 15 ページをご覧ください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 7 件受理いたしました。

(田中係長) 17 ページをご覧ください。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり 3 件回答しました。
18 ページをご覧ください。
報告事項、地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり5件受理しました。
最後に19ページをご覧ください。
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり5件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年10月の定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 松 田 洋 一

署名委員 佐 藤 千 穂 子